

第 34期 貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	13,356	【流動負債】	9,105
現金及び預金	19	買掛金	4,168
売掛金	10,191	リース債務	0
仕掛品	1	未払金	3,055
貯蔵品	16	未払費用	1,231
前払金	154	未払法人税等	119
前払費用	29	未払消費税等	490
未収入金	197	前受金	2
関係会社預け金	2,319	預り金	37
仮払金	424	前受収益	0
その他の流動資産	0	その他の流動負債	0
【固定資産】	3,866	【固定負債】	4,575
有形固定資産	835	リース債務	0
建物	410	退職給付引当金	4,050
工具、器具及び備品	418	役員退職慰労引当金	14
リース資産	0	資産除去債務	492
建設仮勘定	5	その他の固定負債	17
無形固定資産	106	負債の部合計	13,680
ソフトウェア	89		
ソフトウェア仮勘定	15	純資産の部	
電話加入権	1	【株主資本】	3,542
投資その他の資産	2,923	資本金	100
投資有価証券	0	資本剰余金	300
長期前払費用	1	その他資本剰余金	300
保険積立金	23	利益剰余金	3,142
保証金	875	利益準備金	37
繰延税金資産	2,023	その他利益剰余金	3,104
		繰越利益剰余金	3,104
		(うち当期純利益)	(708)
		純資産の部合計	3,542
資産の部合計	17,223	負債・純資産の部合計	17,223

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な有効期間（3年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額は実質残存価額とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法として、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、翌期より費用処理して
おります。
過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額法により、発生時より費用処理して
おります。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

請負工事に係る収益の計上基準については、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる総額1億円以上の
工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及び
グループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ
通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日) 第3項の取扱いにより、
「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日) 第44項の定めを適用せず、
繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。